

ルードヴィヒ・ブレアラ 『ヴァイマル共和国  
ブレアラ』

### における社會政策』

Ludwig Preller: *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, XX+560S.

### 大陽寺 順一

本書の著者ルードヴィヒ・ブレアラの経歴および學問的勞作については、まだわが國にはほとんど紹介されておらず、それを推測するために、現在まで私が斷片的に知りえた限りでの資料も、わずかにつぎの二、三のものにすぎない。彼の著作のうちで参照したものは Die Organe der Sozialpolitik im Deutschen Reich, ein Sozialböhndlexikon, hrsg. v. G. Hartrodt u. L. Preller, Berlin 1928. であるが、これは當時ザクセンの政府工業委員 Regierungsgewerbeamt であつた彼が、社會政策關係の諸官廳機構、人事機構、所在地などにかんする辭典的便覧を共同編輯したものである。このほかの著作および論稿としては、いずれも直接に参照する機會をもたなかつた

が、戰前では L. Preller: Sozialpolitische Fragen aus der deutschen Rationalisierung, in "Zukunft der Arbeit", hrsg. v. der Intern. Gesellschaft für sozialen Fortschritt, Bd. 5, H. 214, Sept. 1927. Derselbe: in "Die 40-Stundenwoche", hrsg. v. ADGB, 1931. である。戦後には Derselbe: Sozialpolitik, Kernfrage des Aufbaus, Stuttgart 1947. などが見出される。

つきにこゝで紹介する本書の成立した沿革について、彼自ら序文で述べていること (S. XX)。彼の政治的思想的経歴をうかがう上に参考となるであろう。すなわちこの新著と同じ意圖の勞作は、彼の大學講師就職論文として、ヴァイマル時代の末期にもつと小さな規模で起草されたのであつたが、この計畫もナチスによりさまたげられ、彼は政治的不信の名の下に官吏の地位を追われた。それにつづく苦難の時代に、彼はドイツ社會政策の歴史を書きつづけたのであり、こゝに公刊されている大著は、彼の歴史的研究の第三部に相當するにすぎない。第一部は十九世紀のはじめから一八九〇年までを取扱つもので、すでに出版も間近のことであり、第二部はヴィルヘルム二世の時代である一八九〇年より一九一四年までを對象とするものであるが、この草稿は大戦降伏時の混亂のため紛失し、いつ公刊の運びに至るかは不明であるという。

さてこのような沿革をもつて生れたブレアラの力作を、われわれはまず、それを貫く彼の基本的な考察方法から、みていく

ことにしよう。彼は序文において、「社會政策とは何であるか」といふ核心的課題にこたえるために、H. Hecker, R. van der Borcht, L. von Wiese, L. Heyde, A. Günther, O. von Zwieneck, W. Voss, E. Heilmann の社會政策「概念」を簡単に回顧したのち、自らもまたつぎのような社會政策概念を提出する。それによれば「私は社會政策を、社會的綜合政策 (Gesellschaftspolitik) のかの部分として、すなわち人間社會の勞働生活を顧慮しつつ、社會構成のできるだけよい秩序 (bestimmte Ordnung) des Sozialgefüges を目的とするところの、すべての諸努力と諸方策を包括する部分として、定義したい」と (S. XVIII)。したがつて社會政策は「社會的政治的生活の一部」であり、「勞働生活の觀點から」みた「社會的綜合政策の一局面」として特徴づけられる。このことから同時に「社會政策は他の社會的綜合政策の諸局面、すなわち經濟・財政・法律・人口政策又は文化政策などの觀點におうじて、それぞれ特色を與えられる諸局面と、ならんで存在する」ことが生ずる。そしてこの社會的綜合政策のうち、經濟政策はとくに社會政策と密接な關係をもっている。それは「勞働者が社會經濟の決定的な一要因」だからである。しかし勞働者は「社會政策によつて、たんに勞働力又は經濟諸財の消費者として考察されるばかりでなく、同時に人口運動の構成部分として、法律生活の表象として、文化的存在の人格として、すなわち人間の錯綜した社會的現象のなかで考察される」。したがつて社會政策は、經濟

政策にたいして「從屬關係」にあるのではなく、この從屬關係とはかの錯綜した人間のうちに、たんに勞働という面からみた場合にのみ意味があるにすぎず、むしろ兩政策の關係は「同列」の關係にある。この同列關係は、さらに經濟政策にたいしてばかりでなく、すべての他の社會生活との關係にたいしても妥當する、というのである。

このようなブレアラの立場は本書の考察方法として適用され、ヴァイマル社會政策の敘述には「政治的、經濟的、社會的諸關係、とくに技術的および勞働技術的な發展……ならびにこの時代の精神的な諸原理と諸思潮」もまた、考察の基礎におかれねばならず、かゝる非常に「錯綜した基礎」に立つて、はじめ「社會政策的發展を生ぜしめる内面的諸關連」を明らかにすることができ、あわせて社會政策が「社會的共同生活、とくに政治と經濟とにたいして及ぼす影響」を、明白にすることができるといふ。こゝに彼は、經濟的、政治的、社會的、法律的、思想的なあらゆる面にわたり、龐大な理論的、實證的資料を驅使することによつて、ヴァイマル社會政策の全貌をえがき出そうとするのである。

## 二

本書の取扱う時代は、彼の社會政策史研究の第三部として、一九一四年より一九三三年にわたるものであり、その内容は大別して、第一編「第一次世界大戰中の社會政策 (一九一四—

八)と、第二編「ヴァイマル共和国における社會政策(一九一八—三三)」とから成り立つてゐる。そのうち第一編は、本書全體のページ數からいつて極めて小さい比重をしめるにすぎず、こゝでは本書の直接の主題となる第二編にのみ焦點をむけることにする。第二編の敘述はさらに大別すれば、ヴァイマル社會政策の(A)經濟的、政治的、社會的、精神的な諸基礎と、(B)その歴史的経過という二部分にわかれてゐる。まずその前半部から紹介をすゝめよう。

#### I、經濟の機構と状態 (S. 89 ff.)

ブレラアはまず、一九一八年より三三年にいたる經濟的發展の全般的動向を概観する。それによると、敗戦直後のドイツにおいては、對外的にはドイツ人にたいする國際的不信、世界市場へのドイツ産業の進出阻止、賠償の重い負擔、對内的には戦争による生産手段の損耗、原料の不足、平和生産への轉換の困難、復員兵の失業、労働生産意欲の低下、インフレの昂進、政治的不安などが、經濟の復興をさまたげていた。ほど一九二二年から労働および生産の給付は上昇しはじめ、一九二四年の安定化をへた後、はじめてドイツ經濟の政策が、とくに外國資本の手助けによる合理化の波によつて促進され、その結果一九二八年の中葉まで經濟的繁榮がつづいた。しかし短期的外資と、潜在的な失業との危険をはらんでいたこの好況は、一九二九年から激變に見舞われ、世界恐慌の勃發とともに、信用機關の崩壊、通貨の金および爲替保證の消滅、賠償の流出、七百萬にのぼ

る構造的失業など、ドイツは不況のかなしむべき成果を味わいつくしたといふのである。

つぎに彼は、かゝる一般的发展にともない、ドイツ經濟がいかなる構造變化をとげたかについて、生産階級、農業、工業と手工業、商業と交通、人口の發展に分けて、尨大な「数字的根據」を提示している。その主な點のみ紹介すれば、農業においては、生産階級總數のうちでこの部門に屬する人數の占める比重が、戦前にくらべて相對的にも絶對的にも低下した。工業および手工業においては、生産階級總數のうちで占める比重が、一九二八年まで絶對的、相對的に上昇の一途をたどり、一九三三年のデフレ末期にふたたび、一九二五年以前の水準にまで低下した。また工業における合理化の表現として、經營規模の點では集中的大經營の増加が、生産財および消費財生産の關係からみれば前者の強化が、好況期のおわりまで顯著にあらわれた。商業および交通業、公共および私的サービス業においては、一九三三年まで生産階級のうちで占めるこの階級の比重が、相對的にも絶對的にも上昇の一途をたどつた。この原因は、外國貿易の異常な不振にもかかわらず、一方ではインフレによる多くの金利生活者の發生、失業者の獨立商人化にもとづき、他方では鐵道、船舶、郵便、電信、電話、道路網、水路網などの建設による労働機會の賦與がなされたことにもとづいてゐる。この他に、とくに社會政策的意義をもつ階級構成の變化は、少なからぬ範圍で社會保險受領者、小年金生活者および

失業者が添加されたことである。

## II、社會狀態 (SITIS II)

ブレアラは經濟狀態の敘述から、つぎに社會狀態の分析にすぎ、こゝでは、(a) 労働者階級の構成、(b) 労働關係および生活關係の觀點から、この時代における社會變動のあとを、豊富な統計資料によつてとらえている。まず労働者階級内部での構成變化からみると、その一般的特徴は、熟練労働者にたいして不熟練労働者と養成労働者ならびに婦人労働者が數多く登場したこと、俸給生活者階級が飛躍的な増大を示し、しかも戦前のごとき彼等の高級的、企業者の活動が消滅した代りに、熟練のとほしい下級俸給生活者の大群が出現したこと、未成年労働者と児童労働者が、戦後の出生制限ならびに一九一一年の家内労働法 *Haushaltsgesetz* の影響から減少傾向をたどつたこと、などがあげられる。

つぎに労働・生活關係における變動としては、革命、復員、インフレの時期における労働給付のはなはだしい低下は、安定化により、はじめて經營生産秩序について長期的見透しがたてうるようになってから克服され、さらに經濟組織的な合理化(カルテル・トラスト・コンツェルンなど)および經營組織的な合理化(生産過程の機械化、労働力の節約など)が推進された結果、むしろ緊張した労働規律、労働速度の極大化、生産労働の部分的労働への分解、労働者の災害および疾病の激増、労働の喜びの消滅がすみ、人間の労働にたいする「技術的精密

性」ならびに「商人的計算」のみにもとづく配慮、「經營指導」による労働の隷屬」がいよく促進されるようになった。さらにデフレ時代には、累積する失業が労働者の競争を激化し、必然的に經營における労働の從屬關係を深化することになった。さてかゝる労働關係の變動は、労働條件の基本的支柱としての労働時間、賃銀に反映せざるをえない。すなわち労働時間につ

いては、一九一八年に導入された八時間労働制も、一九二三年の労働時間制限令 *Arbeitszeitverordnung* における超過労働の是認により、現實には一週五一—六〇時間の労働時間を實施せしめることになり、はじめてデフレ期に入つてから、かつつの一週四八時間労働の政治的原則が、經營的配慮からみた通例の労働時間として、經濟的に實施されるようになった。賃銀と俸給については、労働組合の躍進と官廳的仲裁制度にもとづき、その決定が超經營的な團體協約にゆだねられていたが、名目賃銀の水準は、一九一三—一四年を一〇〇として、これを突破したのは一九二五年の一二七がはじめてであり、一九二八年の一五二を最高點として、ふたたび、一九三二年の七七にまで低下の一端をたどつたにすぎず、推定實質賃銀の水準も、戦前を一〇〇として、一九二五年には九一、一九二八年の繁榮期にも一〇〇に止り、一九三三年には六四にまで頓落せしめられたといふのである。

つづいて彼は「社會的諸勢力の分割」の名の下に、(a) 政治的、社會的勢力の動向と (b) 社會政策の精神的な諸基盤とにつき、論述をすゝめる。

### I. 政治的、社會的諸勢力 (S. 170 ff.)

まずこの時代における諸政黨から概観すると、労働者政黨としては、マルクス主義的政黨が指導的地位をしめ、これはさらに社會民主黨 SPD とスバルタクス團 共産黨 KPD とに分裂していた。この議會主義的民主主義と革命的プロレタリア獨裁との基本的對立の間には、一時的に SPD と袂を分つた獨立社會民主黨 USPD が一九二二年の合同まで存在し、さらに共産黨の左には無政府主義的サンディカリズム Anarcho-Syndikalismus の政黨もまた登場していた。つぎにブルジョワ共和主義的政黨としては、中央黨 Zentrumsparlei と民主黨 Demokratische Partei が勢力をもち、とくに前者はキリスト教的労働組合の地盤の上に立ち、労働者の一部をも吸収していた。もつと右翼の政黨を見ると、ドイツ人民黨 Deutsche Volkspartei が重工業産業資本の代辯者として、ドイツ國粹人民黨 Deutschnationale Volkspartei が大農の利益の代辯者として存在した。そのみならず根本的な反民主主義的極右團體として、鐵甲團 Stahlhelm、青年ドイツ團 Jungdeutscher Orden などや、民族社會主義の流れが、インフレの渦中よりすでに追隨者をつつめ、家長主義 Herr im Hause 的立場に立つ重工業の支援をも足場として、ヴァイマル體制の根本的變革を準備し

ていた。

これらの諸政黨の間では、革命直後から將來の「政治形態」の決定をめぐる闘争が展開されたが、ついに一九一九年八月のヴァイマル憲法により、議會主義的、民主主義的共和國としての意志決定が下されるときも、その「内容」もまた國民議會の選挙により示されたのであり、多数派および獨立社會民主黨の合計が、全ブルジョワ政黨より少数であるのに對して、共和主義政黨としての SPD と民主黨および中央黨の連立が、多数を獲得したために、共和國は「議會主義的・民主主義的原理に立つブルジョワ國家」として發足することになった。しかもこの「ヴァイマル的連立」は、わずかに一九二〇年中葉までと、一九二一年から二二年にかけて數回採用されたにすぎず、一九二〇年からは重工業資本家勢力が、一九二三年からは大農勢力がさらに政府に参加して、SPD の政權からの排除がつけられた。しかしかゝる歴代の政府は、諸階級利害の對立闘争と、それらの政治的均衡の上に浮動するにすぎず、諸利益の平衡から獨立して自由な決定をなしうる地位をもたなかつた。この政治情勢から、社會政策に決定的な影響を及ぼすものは、むしろ議會の外部にある經濟的諸集團であるという結果を生みだしたのであり、社會政策的な要求はまず議會の外で、労働組合と雇主組合の事務室で作成されることになった。政治と經濟との結合、ことに經濟の側に指導權が與えられている限り、經濟状態と景氣變動の情況、それにもとづく勞組と雇

主組合の勢力變動は、たゞちに社會政策の上に反作用を及ぼさねばならなかつた。

そこで見られる社會的勢力としての労働組合と雇主組合を、簡單にながめてみよう。労働組合としては、まず社會民主黨の影響下にある自由労働組合 *Freie Gewerkschaft*、舊教的社會改良と中央黨のもとに立つキリスト教的労働組合 *Christliche Gewerkschaft*、マンチエスタ派の立場よりも社會自由主義に近づいたヒルシュ・ドマン・カマ型組合 *Hilsch-Dunkerscher Gewerkschaft*、さらにサンディカリスムの又は共產主義的組合、俸給生活者組合、公務員組合などが存在し、それらの中央的連合體として、ドイツ労働組合總同盟 *Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund*、ADGB、その他を結成していた。また黄色組合 *Gelber Verband* と名づけられる右翼御用組合も、職場協同體と職業身分的な理念のもとに、存立していた。他方雇主組合としては、その尖端組織であるドイツ雇主組合連合會 *Vereinigung deutscher Arbeitgeberverbände*、ドイツ工業全國同盟 *Reichsverband der deutschen Industrie* が勢力をふるい、さらに他の諸組合をふくめて、企業者組合中央委員會 *Zentralausschuss der Unternehmerverbände* に結集していたのである。

## II、社會政策の精神的な諸基礎 (S. 204 中)

つぎにヴァイマル社會政策の背後をなされる精神的、思想的な諸原理を素描しよう。まず社會改良主義の學術的組織とし

### 書 評

ては、社會改良協會 *Gesellschaft für Soziale Reform* が、戦前より自由主義的社會改良の原理と、社會政策的實踐への豫備的指針を與えることにより、政府への強力な刺戟と影響を及ぼしていた。ところが革命による労働者階級の政權参加、彼等の社會主義的目的指向にともない、従来の社會改良主義を支える社會學的、經濟的、政治的な地盤をゆるがすかのごとき情勢が生れた。しかしこの協會は、バルブレシュやフランケのいうように、「階級對立と階級闘争ならびにそれから生ずる一方的な不信という懸隔をこえて、男女を結集する橋」として、「労働者を企業に内面的に結びつける力を呼びおこす」任務を果す意味において、自己の一層の存在理由を肯定しつづけていった。一方社會改良主義の他の支柱である社會政策學會 *Verein für Sozialpolitik* は、戦前からすでに一般的、經濟政策的な目的の研究にも向つていたので、政治的な激變もその存在理由如何の問題を發生せしめなかつたが、この學會の戦後に果した役割として注目すべきことは、何よりもまず一九二二年の五十年紀念大會において、會長ヘルクナア自らの手により、社會政策の危機 *Krise der Sozialpolitik* に關する核心的な論争が勃發せしめられた點である。

社會政策の危機論争の出発點となつたものは、不振なドイツの經濟状態と戦後社會政策の實際的な問題であり、雇主側はとくに生産への過重負擔になる公式的な八時間労働制を、排除すべきことを要求していたのに對して、労働側はこれが何ら公式

的でも、生産減退にみちびくものでもない、との反證をあげていた。かゝる生産政策的觀點からの社會政策の解明、労働時間短縮の「生産性」如何にかんする争いの最中に、ヘルクナアは一九二二年の前記大會および一九二三年の *Arbeitsgeber* 誌上において、「貧困になつたドイツにとり、いかなる種類の社會政策が、そも／＼國民經濟的になお可能であるか」という問題を提出し、それは「専ら分配問題だけについてではなく、とくに生産的諸給付について考へる社會政策」のみでありうること、この意味で當時の労働組合の政策は、「わが國の經濟的再生の利益にたいして不利であり、すべての同情を失うおそれがある」ことを提唱した。このヘルクナアの説明にたいして、とくにブレントノーは彼の古くからの立場にもとずき、「労働時間短縮の合目的性と労働組合の必要性」を擁護し、前者の労働反對の態度は「社會自由主義の原理の放棄と、それによる階級闘争の尖鋭化」とにみちびくことを警告した。彼によれば *Verein für Sozialpolitik* は今や *Verein gegen Sozialpolitik* に轉化したといふのである。ところでヘルクナアの提案は、社會政策の基本問題にかんする反響を呼びおこしたのであり、一九二三年より二五年に至る各種誌上での危機論争を通じて、社會政策の原理的反省をおしよめることになつた。その所産となつたものは、まず社會政策と經濟政策との關係について、そのいずれかの優位又は從屬、或は兩者の内的的結合と同質性をめぐる判断であり、また社會政策の基本概念的解明についての多くの

試み、とくに社會學と社會政策との關連からの新しい問題接近であつた。

かゝる傳統的な社會政策論の變轉とは、別個の流れに屬するものとして、なお經濟平和的 *Wirtschaftsfriedlich* な社會政策と、經營的 *betrieblich* 社會政策又は社會的經營政策 *soziale Betriebspolitik* の主張も存在した。すなわち社會政策の第一義的目的を、階級闘争とその均衡の上で求めることを拒否し、H. Marr, L. Heyde, G. Albrecht などの「職場協同體的」*Werksgemeinschaftlich* な或は「職業身分的」*berufsständisch* な理念、「高い給付能力と収益とにたいする企業者と労働者の共通利益」の主張をもつて、「階級闘争から社會平和への」途を強調する立場が前者であり、これと同じ途には、さうして J. Wünsch, G. Briefs, A. Geck などによる經營的社會政策の理論と *Dina* (Deutsches Institut für technische Arbeitsschulung) の運動、いゝかえれば「經營秩序」の全社會秩序にたいする「有機的肢體化」、「労働者の經營有機體への肢體的編入」、「階級闘争からの解毒」をかちとらんとする立場もまた屬するのであつて、これらの經濟平和的な思考過程のうち、ナチスにおいてその繼續を見出す觀念が途を開かれた。

この他に注目すべき立場は舊教的社會改良 *Katholische Sozialreform* の原理であり、それは一八九一年のローマ法皇ベネディクト十三世の回章 *Retum novarum* と G. F. Hertling, F. Hize などの理論的、實踐的活動により、戦前から確立されていた。

戦後にはライヒ労働大臣としての H. Brauns, A. Stegerwald の實踐「H. Pesch」による「連帯主義」と「協同體的労働組織」の理論擴充、さらには一九三一年のピウス十一世の同章「Quadragesimo anno」により推進され、その結果この陣營からみた社會政策とは、資本制經濟形態の限界内で行われるべきものではなく、「職業身分的」な社會編成という社會改革の目的を、賦與されることになつた。

#### 四

以上が本書の前半部、ヴァイマル社會政策の經濟的、社會的、政治的、精神的な諸基盤にかんする敘述の概要である。つぎにその後半部、戦後社會政策の「歴史的經過」にかんする紹介へうつらう。彼はヴァイマル時代を五つの時期に、すなわち(a)初期(一九一八—一九二〇はじめ)(S. 226 ff.)(d)インフレーション(一九二〇—一九二三)(S. 233 ff.)(e)安定化(一九二四—一九二五)(S. 296 ff.)(f)合理化と好況(一九二六—一九二八)(S. 336 ff.)(g)經濟的不況、失業およびデフレーション(一九二八—一九三三)(S. 391 ff.)に分け、さらに各期ごとに、社會政策立法の各個別領域につき詳細な歴史的涉獵を行つた後、おわりに「回顧と解釋」(S. 496 ff.)を加えている。こゝでは紙面の都合上、かゝる歴史的研究の全過程を網羅することが不可能であり、われわれは彼の敘述から學びうるヴァイマル社會政策の諸特徴のみを、整理して

みるに止めたい。

I、ヴァイマル社會政策の核心的原理は、階級拘束的社會政策 Klassengebundene Sozialpolitik 又は集團主義的労働法 Kollektives Arbeitsrecht の名の下に表現される。その具體化は、一九一八年二月の「團體協約、労働者および俸給生活者委員會、労働争議仲裁令」、および一九二三年一〇月の「仲裁令」であり、これにより賃銀問題は超經濟的な團體協約 Tarifvertrag、労働者組織の共同決定と自己管理 Selbstverwaltung、原則的に移行せしめられた。労働時間問題も、一九一八年一月と一九一九年三月の八時間労働制にかんする命令より、一九二三年一二月の「労働時間制限令」に至つて、團體協約による超過労働導入の途がひらかれ、こゝに労働時間問題も集團主義的労働法の考方に吸収されていく。また一般的な經濟組織の原則としての協議會制 Rate-System や經濟的民主主義 Wirtschaftsdemokratie も、階級拘束的社會政策の觀念に同化せしめられる運命にあつた。かくて集團主義的労働法は、この時代の集約的表現とみられるのであるが、これはブレリアのいうごとく、ヴェルヘルム時代からの社會改良主義的思考の實現にほかならなかつたし、いゝかえれば社會經濟的部分的民主化「Evidenzdemokratisierung」の上に、うちたてられているにすぎなかつた。なぜなら集團主義的労働法は、社會經濟生活の一部分、すなわち労働諸條件の形成のみを、經濟民主主義的な影響下におくにすぎなかつたからである。

Ⅱ、集團主義的労働法の現實には、さらに右の原理と矛盾し、従来の社會改良主義から豫見されなかつた要素もまた、仲裁 Schlichtung 制度中に拘束力宣言 Verbindlichkeitsklärung として混入した。この規定は一九一八年の團體協約令にはふくまれず、一九一九年一月の「雇用および解雇令」により、復員關係當局にその權限が與えられるに至つたが、かゝる官廳的權威の挿入は暫定的な復員現象としてではなく、永續的な原則として存続する宿命をもつていた。一九二三年一〇月の「仲裁令」は、ライヒ官吏の仲裁官による拘束力宣言の權限と、賃銀形成への影響力を確保し、一九二三年一二月の「労働時間制限令」は、團體協約による労働時間決定にたいし、官廳の認可および命令の餘地をひらいた。このような國家的要素に反對する自己管理の要求は、好況期になると勞資双方より提出されたが、これも一九二七年七月の「労働紹介および失業保險法」の管理機構のうちに、實現されるにすぎなかつた。やがて不況の到來、國家的デフレ政策の登場とともに、集團主義的労働法は全面的な解體をよぎなくされた。すなわち團體協約については、一九三二年三月より一九三二年一月の間に相ついで發布された緊急令 Notverordnung により、ライヒ仲裁官の獨裁的強制裁決、存続期間中の協約水準の國家的引下げが、途をひらかれたばかりでなく、一九三二年九月には各企業者による協約率以下の賃銀支拂が合法化され、こゝに團體協約の不可變性 Unabdingbarkeit の侵害と拘束力宣言の無力化、強制的仲裁から國家的

賃銀切下政策への途が、強行されるに至つた。失業保險もまた、構造的失業の累積と國家財政の崩壞にともない、一九三〇年七月より一九三一年一〇月にいたる諸緊急令により、離出率の引上と給付の切下がくりかえし指令され、その自己管理制はあとかたもなく消えうせた。かくしてブレアラのいうように、集團主義的労働法の基本原則は、その生成期より一貫して流れる官廳的強制干渉により、すべてトルソに止つたばかりでなく、共和國末期における大統領の緊急令統治と權威的國家統制は、ヴァイマル民主主義よりヒットラーへの途を容易ならしめた。Ⅲ、ヴァイマル社會政策の解體原因には、かゝる官僚政治の要因ばかりでなく、より原理的な問題をふくんでいる。すなわち集團主義的労働法の原理にたいする著者の反省によれば、この原理に立つ社會政策とは、本質的に勞資兩經濟集團の經濟的、政治的勢力の如何に依存するものであり、したがつてそれは、すぐれて經濟的景氣變動の過程に依存すべきものであつた。このことは、一方では合理化の波が潜在的ならびに構造的な失業者を群を累積し、他方では資本制「經濟」の勢力を極度に集中させるとともに、いよ／＼明白な事實となつた。經濟指導權は資本家の手におさめられ、労働市場政策が經濟政策的觀點に從屬せしめられるようになる、いよ／＼かえれば景氣變動の經過にともない、勞組勢力の無力化による經濟民主主義的對應勢力を缺くようになると、一方の經濟的集團のみが社會政策の上に決定的な影響を獲得しなければならぬ。不況期における團體協約の

緩和、賃銀水準の切下げ、社會保險の繼續的退歩は、勞働者階級の犠牲による恐慌克服策に他ならなかつたが、これらは偶然の所産ではなくて、論理的な歸結であり、失業と恐慌が社會政策の物質的、經濟的な基礎を否定するに及んで、社會政策の挫折は必然的な運命とならねばならなかつた、というのである。以上のごときものが、ブレリアの歴史的實證の總決算として、學びうる主要點であらう。

## 五

ヴァイマル時代の社會政策的遺産から、われわれが汲みとるべき理論的、實踐的な暗示はきわめて豊富である。すなわちヴァイマル民主主義の勃興過程とフリスブルへの没落過程は、著者がいうごとく現代ドイツへの「教材」を提供するばかりでなく、これと合わせて類似した社會的、經濟的狀態にあるわが國に對しても、他山の石となるべきものであらう。またこの時代における社會政策の危機論争、社會政策と經濟政策との關係、社會政策と社會學との關連、社會政策と階級闘争との結合などの成果は、現在の社會政策論にとつて無限の資料を與えるべきものである。これらをめぐる理論的、實證的な素材は、社會科學的考察の全領域にわたる彼の力作の中に網羅されている。たゞ個々の原理又は歴史的事件にたいする彼の評價は、必ずしもそれぞれの専門領域からみて、すべてを肯定しうるとは限らないかもしれぬ。それらのうち、ここではわずかに原理

的な一問題のみを、すなわち彼の社會政策概念にかんする疑問を指摘するに止めたい。

彼の社會政策概念はすでに紹介したように、形式社會學の立場から傳統的な基本概念にたいする擴充を試みた人々の系列に、屬するものといえよう。その理由は第一に、彼が *Sozialpolitik* を *Gesellschaftspolitik* との關連においてとらえる點である。たゞし彼が、前者を後者の一局面とみる意味で、ギュンター (vgl. Adolf Günther: *Theorie der Sozialpolitik*, 1922, S. 49—50.)<sup>\*)</sup> のように、それはハイデが廣義の *soziale Politik* の「一部分」として、*Sozialpolitik* を考ふる立場を想起せしめるものがある (vgl. Ludwig Heyde: in „*Verhandlungen des IV. Deutschen Soziologentages*“, 1925, S. 73.)。第二に著者が、資本制的な實質的内容をもつた概念規定ではなくて、「この經濟形態にも」*in jeder Wirtschaftsform* 通する超歴史的な形式概念を提出しようとする意味でも、いわゆる「廣義」の概念規定とみるべきであらう。第三に彼が、社會政策の目的を「社會構成のできるだけよい秩序」に求めるとき、それはツヴァイデーネックによる「階級政策」の拒否を (vgl. Otto von Zwiadineck-Südenhorst: *Zum Schicksal der Sozialpolitik in Deutschland*, Schmollers Jahrbuch, 47. Jg., 1924, S. 109.)<sup>\*)</sup> マンンによる「利害政策」への反對ともなつて (vgl. Alfred Aronson: *Der Begriff der „Sozialpolitik“*, Schmollers Jahrbuch, 48.

Je, 1924, S.188) 抽象的・形式的な「社會全體」、「社會目的」などの強調を試みるに至つた一連の立場と、符合するものと解される。

ではこのような傾向に屬する著者の社會政策概念が、どの程度この核心的課題の解明に貢献してゐるであらうか。まずこの場合、廣義の形式的概念規定、又は個人や階級をこえる社會全體の指向という立場一般にたいして、その功罪が問われるべきであるけれども、こゝでは著者独自の概念規定にのみ問題を限定する。われわれの主たる疑問は、彼が社會政策の目的を「社會構成のできるだけよい秩序」と規定する點に向けられる。すなわちこの「できるだけよい」bestmöglich という價值判斷は、いかなる立場からも判定を下されうる可能性をもつてゐる。たとえばそれは、抽象的な社會全體觀の主張から、公然たる全體主義の要求に至る系列ばかりでなく、アドラーのいう「ブルジョワ的・靜態的社會政策」と「社會主義的・動態的社會政策」のぶつれに對しつゝ (vgl. Max Adler: in „Verhandlungen des IV. Deutschen Soziologentages“, S. 103—4) 社會政策的目的判斷のみに手としての權利を、與えることになるのではなからうか。いゝかえれば、この「社會構成のできるだけよい秩序」とは、たとえばヴァイマル社會政策の具體相を例にとれば、いかなる立場により主張され、又は實踐されたのであらうか。すなわち集團主義的勞働法の精髓である勞資の自己管理か、兩者の調停者としての官廳的勞働政策か、一九一八年の

「中央勞働協同體」或は舊教的社會改良の途か、職業身分的民族社會主義的な構想か——これらはいずれも、著者のいう社會政策の基本概念を體現したものと、それを具備する資格のないものとも解釋しうるであらう。この意味で、彼の抽象的・形式的概念にたいして指摘すべきことは、それがやはり歴史的・具體的な社會政策目的をも、かゝる任意性と漠然性を残すことなく、包括的に規定しうるものでなければならぬということである。

#### 執筆者紹介

坂田 太郎……………	山口 大學 教授
日 高 六 郎……………	東京 商科 大學 講師
大塚 金之助……………	一橋 大學 教授
岡 義 達……………	一橋 大學 助手
大陽 寺 順……………	一橋 大學 助手